

月報

1985 9 月 號

シンガポール日本商工會議所

〈目 次〉

(1985年9月号)

シンガポールの自動車保険	(シンガポール日本商工会議所)...	損害保険分科会	1
アセアン諸国の税制比較	(公認会計士)	原 邦明	12
シンガポールの流通(書籍編)	(シンガポール紀伊國屋書店)	森 啓次郎	21
シンガポールにおける日本語教育	(シンガポール教育省、外国語 センター)	長田 紀子	26
“タダの人”余聞	(三菱商事株式会社)	林 孝雄	34
8～9月の主な経済記事			35
理事会の動き			45
広 報 欄			51
資料案内			52
編集後記			54

シンガポールの自動車保険

シンガポール日本商工会議所

損害保険分科会

「シンガポールは多少酒を飲んで運転して万一事故を起こしても保険がしっかり付いているからドライバーとしては安心ですよ。」

私達保険会社がお客様からしばしば耳にする言葉です。実際、ゲストへのアテンドであれ、プライベートであれ、やむをえず飲んで運転しなければならないケースも少なからずあると思います。そこでフト万一の事故の場合を想定し、私達の保険会社を思い出して下さるのは有難いのですが、冒頭の言葉の中には重大な誤解が含まれておりますので、改めて本誌をお借りしてシンガポールの自動車保険をご説明したいと思います。

1. シンガポール道路交通法

シンガポールに道路交通法 (THE ROAD OF TRAFFIC ACT) があることはご承知かと思いますが、改めて皆様にご留意頂きたい点は：

① 道交法 29 条 (別表 1) により正常な運転に影響がある飲酒運転については S\$1,000 以下の罰金もしくは 6 ヶ月以内の禁固刑が課せられる。その定義として道交法 (AMENDMENT) 30B 条で血中アルコール濃度が 100 ミリリットル中 100 ミリグラム以上あった場合飲酒運転と見做される。

② 罰則についてポイント制 (別表 2) になっており 2 年以内に 24 ポイント以上になると免許・免許取消の措置が取られる。

従って上記道交法 29 条により初犯で S\$1000 以下の罰金か 6 ヶ月以内の禁固刑もしくはその両方、重犯以上になると各々 S\$2,000 / 12 ヶ月と刑が跳ね上がって課される事になります。

最近の事故例では工事労務者 5 人を死傷させたケースで飲酒運転と判明、当地裁判所にて罰金 S\$5,000 と 5 年間の免許と判決されたものがあります。

(これはむしろ軽くて済んだ例)

2 シンガポールの自動車保険

シンガポールでは1960年自動車（第三者賠償責任及び補償）法により第三者賠償責任自動車保険及び塔乗者賠償責任特約を付保することが義務付けられています。

その為に、新車登録の際は保険会社の発行する COVER NOTE（保険が付けられている証明書）、及び ROAD TAX、名義書替の際には CERTIFICATE OF INSURANCE（保険証書）の提示を義務付けられています。

従ってシンガポールで公道を走行する自動車・二輪は、少なくとも対人は無制限、対物は貨物車等については S\$100,000 乗用車は無制限の自動車保険が付けられており、民事上の賠償に関しては100% 保険会社から支払われることになり、安心していられる制度になっています。（勿論後で述べますように、飲酒運転等、法律に違反した場合は別ですが……）

シンガポールでの典型的な自動車保険の内容は次の通りで、上記法律によって義務付けられている賠償責任のみならず、車両の盗難・修理も担保される包括契約（COMPREHENSIVE COVER）をお勧めしていますし、実際に殆んどの方に加入して頂いています。

<u>担保内容</u>	<u>担保金額</u>
① 車両保険	車両価格
② 対人賠償	無制限
③ 対物賠償	無制限（但しトラックの場合 S\$100,000）
④ 塔乗者賠償	無制限
⑤ 塔乗者傷害	1 名当り S\$10,000
⑥ 窓ガラス損壊	窓ガラスの時価額
⑦ 自然災害担保	車両価格
⑧ ストライキ・ 騒じょう危険担保	車両価格

3 飲酒運転と自動車保険

シンガポールでは飲酒運転で事故を起こした場合、保険会社から保険金の支払いを受けることは出来ません。

保険証券の General Exceptions 1. には次のように謳われています。

General Exceptions

The Company shall not be liable in respect of

- 1 any accident loss damage or liability caused sustained or incurred
 - (a) outside the Geographical Area
 - (b) whilst any motor vehicle in respect of which indemnity is provided by this Policy is
 - (i) being used otherwise than in accordance with the Limitations as to Use
 - (ii) being driven by or is for the purpose of being driven by him in charge of any person other than an Authorised Driver
 - (iii) being driven by any person whether it be the Insured himself or any person on his order or with his permission whilst under the influence of intoxicating liquor or drugs to such an extent as to be incapable of having proper control of the vehicle as defined in Section 30B of the Road Traffic Act (Cap. 92 of the Revised Edition) as amended by the Road Traffic (Amendment) Act, 1976

しかし、被害者保護の見地からまず保険会社は第三者たる被害者に、裁判所の判決に従って賠償金支払いという形で Public Trustee を通じて保険金を支払い、然る後本人に求償する手続きを取りますので、結果的に飲酒運転はカバーされないことになります。

これは保険会社の保険条件がMOTOR VEHICLES (THIRD-PARTY RISKS & COMPENSATION) ACT (Cap. 88 of the Revised Edition) (Republic of Singapore) 別表 3 に基づき引き受けられていることによります。又当地大蔵省と保険会社(MOTOR INSURANCE BUREAU=M.I.B. に加盟の保険会社)との間に自動車保険の第三者賠償に関する覚書を交わしており、その手続が述べられております。

(別表 4 をご参照下さい。) 但しこの M.I.B の機能は無保険あるいは加害者そのものが不明の場合での被害者救済にあり、飲酒運転の場合とは別のケースとなりますがご参考までにご紹介するものです。

さて、第三者に支払いを行なったあと、保険会社は本人に対し求償する旨保険証券上にうたわれております。

Avoidance of Certain Terms And Right of Recovery

Nothing in this Policy or any endorsement hereon shall affect the right of any person entitled to indemnity under this Policy or of any other person to recover an amount under or by virtue of the Legislation or the Agreement executed between the Minister of

Transport of the Government of Malaysia and the Motor Insurers' Bureau of West Malaysia on 15th January, 1968, or the Agreement executed between the Minister for Finance of the Republic of Singapore and the Motor Insurers' Bureau of Singapore on 22nd Feb.1975.

But the Insured shall repay to the Company all sums paid by the Company which the Company would not have been liable to pay but for the Legislation or such Agreement.

以上詳しくご説明しましたようにシンガポールでは日本と異なる（日本の自動車保険では保険会社が本人に求償することはありません）保険スキームとなっておりますのでこの点ご留意頂く必要があると存じます。又、飲酒運転での自損事故の場合は保険金は全く支払われませんので併せて注意頂き、くれぐれも「飲んだら乗るな。乗るなら飲むな。」を思い出して、出来るだけ別の手段（バス・タクシー etc.）をご利用になるのがベストと存じます。

4. 自動車保険賠償額の現状

シンガポールでは近年裁判所で高額の判決が下るケースが増えて来ております。高賃金が賠償額を引上げており、1億円を超える判決が出たり、2億円以上の請求をして係争中のものもあります。

Singapore's five biggest awards

These are Singapore's five biggest accident damages awards:

- \$1,418,000 AWARDED on Oct 3 to a Japanese insurance executive, Mr. Fumihiro Hori, 39, who suffered brain damage and a blinded eye in a collision between a car and a bus.
- \$1.1 MILLION awarded in 1981 to Mr John Arthur Harper, 47, a machine salesman, after an accident caused him to have a total hip replacement.
- \$727,514 AWARDED in 1981 to Mr Lai Chi Kay, a fourth-year medical student of the University of Singapore, for brain damage and loss of future earnings after an accident.
- \$511,246 AWARDED on Thursday to Mr Neo Yock Hoo, 28 who became paralysed from the waist down after being knocked off his motorcycle by a car.
- \$475,000 AWARDED on Aug 80 a Singapore soldier, Sgt P S Kalimuthu, 23 for injuries suffered in a collision between two car.

（ストレートタイムズより抜粋）

前記 1. の最近の事故例（飲酒運転）では S\$365,000 が賠償額と決められ、結果的にこの額が本人の負担ということになりました。

おわりに

いつも私どもの自動車保険をご利用頂きありがとうございます。ご承知

の方も多いとは存じますが、当地の損害保険協会（General Insurance Association=G.I.A.）では早ければ本年 10 月の実施を目途に自動車保険タリフの改訂（値上げ）を検討しております。賠償額、車両修理費等の高騰にも拘らず、ここ 22 年間改訂せず必至になってタリフを守って参りましたのは、実際には各社夫々に独自の免責額等を作って運営して来ているとは云え、日本等他国の例に比べ、ある意味で驚くべきことと思われます。日本から赴任直後の方は特にご理解頂けると思いますが、当地の自動車保険料の水準は日本に比べ同一内容でほぼ半分となっております。

今回の改訂申請に至りました背景は当地自動車保険経営において、ここ数年すでに赤字であり、今後の見通しでは上記 4. の通り賠償額の一層の高騰、車両修理費や医療費等の上昇が予想され、健全な保険運営が出来なくなる恐れが出て来たことによるものです。その意味ではシンガポールは自動車保険でも先進国型の仲間入りをしたとも云えましょう。

* ご参考までにシンガポール元受保険会社の過去

5 年の自動車保険成績は次の通りです。

年 度	合計損害率
80A/C	106.4%
81	105.9%
82	101.3%
83	107.1%
84	114.3%

従い、保険会社としましては今後とも、単に値上げをするのみならず悪績契約者に対するデメリット制度の導入、高免責金額の設定など引受けに際して、厳しい態度で接してゆかざるをえません。

オーナードライバーの皆様のご負担が増すことになりますが、上記事情ご理解頂き、くれぐれも安全運転にご留意の上、無事故でご活躍されますことをお祈りしてペンを擱かせて頂きます。

別表 1. 道路交通法 第 29 条

THE ROAD TRAFFIC ACT (CHAPTER 92 OF THE REVISED EDITION)

29.—(1) Any person who, when driving or attempting to drive a motor vehicle on a road or other public place, is under the influence of drink or of a drug to such an extent as to be incapable of having proper control of such vehicle, shall be guilty of an offence under this Act and shall be liable on conviction to a fine not exceeding one thousand dollars or to imprisonment for a term not exceeding six months, and in the case of a second or subsequent conviction to a fine not exceeding two thousand dollars or to imprisonment for a term not exceeding twelve months or to both such fine and imprisonment.

Driving while under the influence of drink or drugs.

(2)† A person convicted of an offence under this section shall, unless the court for special reasons thinks fit to order otherwise and without prejudice to the power of the court to order a longer period of disqualification, be disqualified for a period of not less than twelve months from the date of the conviction for holding or obtaining a driving licence.

(3) Any police officer may arrest without warrant any person committing an offence under this section. [27

別表 2 罰則 ポイント 表

DEMERIT POINTS TABLE

Points will be recorded against the motorist accordingly, irrespective of whether the offence is dealt with by the court or compounded by Traffic Police, when he pays a prescribed penalty for any of the offences listed in the following schedule:-

<u>Scheduled offences</u>		<u>Points</u>
(a)	Exceeding speed limit for vehicle	3
(b)	Exceeding speed limit on a road	
	(i) In the case of a motorcycle or scooter	4
	(ii) In the case of any other vehicle	3
(c)	Disobeying traffic direction of police officer	3
(d)	Obstructing flow of traffic	3
(e)	Forming up incorrectly when turning left or right	3
(f)	Failing to give way at junction	3
(g)	Failing to give way at roundabout	3
(h)	Crossing double white lines	3

(i)	Crossing road divider	3
(j)	Using tyres with ply or cord carcass exposed	3
(k)	Failing to give way to ambulance or fire brigade or police vehicle	4
(l)	Careless driving	4
(m)	Driving while carrying load on a motor vehicle in a dangerous manner	4
(n)	Inability of driver to control vehicle	4
(o)	Driving or leaving a vehicle in a bus lane during restricted hours	4
(p)	Offences committed by motorists at pedestrian crossing	5
(q)	Driving without due care or reasonable consideration for other road users	6
(r)	Carrying passengers on a goods vehicle in a dangerous manner	6
(s)	Carrying passengers on a motor vehicle or trailer in a dangerous manner	6
(t)	Reckless or dangerous driving	9

別表3. CAP. 88 *Motor Vehicles (Third-Party Risks and Compensation)*

Requirements in
respect of policies
and securities.

Am. L.N. 470/64,
S 148/67.

4.—(1) In order to comply with the requirements of this Act a policy of insurance must be a policy which —

- (a) is issued by an insurer who at the time the policy is issued is lawfully carrying on motor insurance business in Singapore;
- (b) insures such person, persons or classes of persons as may be specified in the policy in respect of any liability which may be incurred by him or them in respect of the death of or bodily injury to any person caused by or arising out of the use of the motor vehicle;

Provided that such a policy shall not be required to cover —

- (i) liability in respect of the death arising out of and in the course of his employment of a person in the employment of a person insured by the policy or of bodily injury sustained by such a person arising out of and in the course of his employment; or
- (ii) except in the case of a motor vehicle in which passengers are carried for hire or reward or by reason of or in pursuance of a contract of employment liability in respect of the death of or bodily injury to persons being carried in or upon or entering or getting on to or alighting from the motor vehicle at the time of

the occurrence of the event out of which the claims arise, or
(iii) any contractual liability.

5.—(1) Where any payment exceeding five hundred dollars other than a liquidated sum specified in a policy of insurance is made by way of compensation by an approved insurer or the owner of a motor vehicle in respect of the death or bodily injury to any person arising out of the use of a motor vehicle on a road, such payment shall be made to the Public Trustee as trustee for the persons entitled to the benefit thereof.

Payment of compensation

(2) The Public Trustee may where he considers that any payment made to him under the provisions of subsection (1) of this section is manifestly inadequate require the parties to obtain the approval of the court before accepting such payment.

(3) The moneys received by the Public Trustee under the provisions of subsection (1) of this section shall be distributed by him after payment of all costs and fees directly to the persons entitled thereto in accordance with the law for the time being in force and with any rules made under this Act.

6. Any condition in a policy or security issued or given for the purposes of this Act providing that no liability shall arise under the policy or security or that any liability so arising shall cease in the event of some specified thing being done or omitted to be done after the happening of the event giving rise to a claim under the policy or security shall be of no effect in connection with such claims as are mentioned in paragraph (b) of subsection (1) of section 4 of this Act:

Certain conditions in policies or securities to be of no effect

Provided that nothing in this section shall be taken to render void any provision in a policy or security requiring the person insured or secured to repay to the insurer or the giver of the security any sums which the latter may have

become liable to pay under the policy or security and which have been applied to the satisfaction of the claims of third parties.

Avoidance of restrictions on scope of policies covering third party risks

7. Where a certificate of insurance has been issued under subsection (4) of section 4 of this Act to the person by whom a policy has been effected so much of the policy as purports to restrict the insurance of the persons insured thereby by reference to any of the following matters:—

- (a) the age or physical or mental condition of persons driving the vehicle; or
- (b) the condition of the vehicle; or
- (c) the number of persons that the vehicle carries; or
- (d) the weight or physical characteristics of the goods that the vehicle carries; or
- (e) the times at which or the areas within which the vehicle is used; or

- (f) the horse-power or value of the vehicle; or
- (g) the carrying on the vehicle of any particular apparatus; or
- (h) the carrying on the vehicle of any particular means of identification other than any means of identification required to be carried by or under Part I of the Road Traffic Act,

shall as respects such liabilities as are required to be covered by a policy under paragraph (b) of subsection (1) of section 4 of this Act be of no effect:

Provided that nothing in this section shall require an insurer to pay any sum in respect of the liability of any person otherwise than in or towards the discharge of that liability and any sum paid by an insurer in or towards the discharge of any liability of any person which is covered by the policy by virtue only of this section shall be recoverable by the insurer from that person.

Duty of insurers to satisfy judgments against persons insured in respect of third-party risks.

8.—(1) If after a certificate of insurance has been issued under subsection (4) of section 4 of this Act to the person by whom a policy has been effected judgment in respect of any such liability as is required to be covered by a policy under paragraph (b) of subsection (1) of section 4 of this Act (being a liability covered by the terms of the policy) is obtained against any person insured by the policy then, notwithstanding that the insurer may be entitled to avoid or cancel or may have avoided or cancelled the policy, the insurer shall, subject to the provisions of this section, pay to the Public Trustee as trustee for the persons entitled thereto any sum payable thereunder in respect of the liability including any amount payable in respect of costs and any sum payable in respect of interest on that sum by virtue of any enactment relating to interest on judgments.

(2) Notwithstanding the provision contained in subsection (1) of this section providing for the payment to the Public Trustee, the right of action thereby created shall vest in the persons entitled to the benefit of the judgment payable thereunder.

(3) No sum shall be payable by an insurer under the foregoing provisions of this section —

- (a) in respect of any judgment unless before or within seven days after the commencement of the proceedings in which the judgment was given the insurer had notice of the bringing of the proceedings; or
- (b) in respect of any judgment so long as execution thereon is stayed pending an appeal; or
- (c) in connection with any liability if before the happening of the event which was the cause of the death or bodily injury giving rise to the

liability the policy was cancelled by mutual consent or by virtue of any provision contained therein and either —

- (i) before the happening of the said event the certificate was surrendered to the insurer or the person to whom the certificate was issued made a statutory declaration stating that the certificate had been lost or destroyed; or
- (ii) after the happening of the said event but before the expiration of a period of fourteen days from the taking effect of the cancellation of the policy the certificate was surrendered to the insurer or the person to whom the certificate was issued made such a statutory declaration as aforesaid; or
- (iii) either before or after the happening of the said event but within the said period of fourteen days the insurer commenced proceedings under this Act in respect of the failure to surrender the certificate.

(4) No sum shall be payable by an insurer under the foregoing provisions of this section if in an action commenced before or within three months after the commencement of the proceedings in which the judgment was given he has obtained a declaration that apart from any provision contained in the policy he is entitled to avoid it on the ground that it was obtained by the non-disclosure of a material fact or by a representation of fact which was false in some material particular or, if he has avoided the policy on that ground, that he was entitled so to do apart from any provision contained in it:

Provided that an insurer who has obtained such a declaration as aforesaid in an action shall not thereby become entitled to the benefit of this subsection as respects any judgment obtained in proceedings commenced before the commencement of that action unless before or within seven days after the commencement of that action he has given notice thereof to the person who is the plaintiff in the said proceedings specifying the non-disclosure or false representation on which he proposes to rely and any person to whom notice of such an action is so given shall be entitled if he thinks fit to be made a party thereto.

(5) If the amount which an insurer becomes liable under this section to pay in respect of a liability of a person insured by a policy exceeds the amount for which he would apart from the provisions of this section be liable under the policy in respect of that liability he shall be entitled to recover the excess from that person.

(6) In this section the expression "material" means of such a nature as to influence the judgment of a prudent insurer in determining whether he will take the risk and if so at what premium and on what conditions and the expression "liability covered by the terms of the policy" means a liability which is covered by the policy or which would be so covered but for the fact that the insurer is entitled to avoid or cancel or has avoided or cancelled the policy.

(7) In this Act references to a certificate of insurance in any provision relating to the surrender or the loss or destruction of a certificate of insurance shall in relation to policies under which more than one certificate is issued be construed as references to all the certificates and shall where any copy has been issued of any certificate be construed as including a reference to that copy.

(8) Every judgment in respect of any such liability as is required to be covered by a policy under paragraph (b) of subsection (1) of section 4 of this Act shall provide that the sums payable under the judgment shall be paid to the Public Trustee as trustee for the persons entitled to the benefit of the judgment.

(9) The moneys received by the Public Trustee under a judgment in accordance with the provisions of subsection (1) of this section, shall be distributed by him, after payment of all costs and fees, directly to the persons entitled in accordance with the judgment of the court and with any rules made under this Act.

別表4. MINISTRY OF FINANCE と MOTOR INSURERS' BUREAU との覚書

PART II

COMPENSATION OF VICTIMS OF UNINSURED DRIVERS

Satisfaction of
claims by the
Bureau

3. If judgement in respect of any liability which is required to be covered by a policy of insurance under the Act is obtained against any person or persons in any Court in Singapore and either at the time of the accident giving rise to such liability there is not in force a policy of insurance as required by the Act or such policy is ineffective for any reason (including the inability of the insurer to make payment) and any such judgement is not satisfied in full within twenty-eight days from the date

upon which the person or persons in whose favour such judgement was given became entitled to enforce it then the Bureau will subject to the provisions of this Part of this Agreement pay or cause to be paid to the person or persons in whose favour such judgement was given any sum payable or remaining payable thereunder in respect of the aforesaid liability including taxed costs (or such portion thereof as relates to such liability) or satisfy or cause to be satisfied such judgement.

Recovery by
insurer

4. Nothing in this Part of this Agreement shall prevent the insurers (or any of them) from providing by conditions in their contracts of insurance or by collateral agreement that all sums paid by them on behalf of the Bureau or by the Bureau by virtue of this Part of this Agreement in or towards the discharge of the liability of their policyholder shall be recoverable by them or by the Bureau from the policyholder or from any other person.

アセアン諸国の税制比較

公認会計士 原 邦明

シンガポールにおける日系企業に働く多くの方々はシンガポールのみならず、近隣のアセアン諸国についてもその業務範囲とされていることと思われる。

そこで、今回はアセアン各国の税制及びその優遇措置について要旨を比較表形式にまとめてご報告し、会員諸兄のご参考に供する次第である。

ただ、比較表形式にしたこと及び紙幅の関係から原則論に終始しているが、実際には種々の詳細規定及び例外規定の存在すること並びに租税条約との関連も発生するところから、具体的事例への適用にあたっては、個別に専門家に相談されることをお勧めする。



	シンガポール	マレーシア																										
I 法人税																												
1. 納税義務者 及び 課税対象所得	①居住法人 国内源泉所得及び 国外源泉所得のうち S'pore で受領 (Received in) したもの。 ②非居住法人 同上	①居住法人 国内外源泉所得 ②マレーシア国内で登録 されている組合 国内外源泉所得 ③非居住法人 国内源泉所得																										
2. 税 率	①及び②共 40 %	①及び③共 40 % ②については下記の限界 税率適用 <table><tr><th>課税所得</th><th>税 率</th></tr><tr><td colspan="2"><単位：千マレーシアドル></td></tr><tr><td></td><td>10 以下 5%</td></tr><tr><td>10 超</td><td>20 " 7</td></tr><tr><td>20 "</td><td>30 " 10</td></tr><tr><td>30 "</td><td>40 " 14</td></tr><tr><td>40 "</td><td>50 " 20</td></tr><tr><td>50 "</td><td>75 " 23</td></tr><tr><td>75 "</td><td>100 " 27</td></tr><tr><td>100 "</td><td>150 " 30</td></tr><tr><td>150 "</td><td>250 " 34</td></tr><tr><td>250 "</td><td>500 " 37</td></tr><tr><td>500 "</td><td>" 40</td></tr></table>	課税所得	税 率	<単位：千マレーシアドル>			10 以下 5%	10 超	20 " 7	20 "	30 " 10	30 "	40 " 14	40 "	50 " 20	50 "	75 " 23	75 "	100 " 27	100 "	150 " 30	150 "	250 " 34	250 "	500 " 37	500 "	" 40
課税所得	税 率																											
<単位：千マレーシアドル>																												
	10 以下 5%																											
10 超	20 " 7																											
20 "	30 " 10																											
30 "	40 " 14																											
40 "	50 " 20																											
50 "	75 " 23																											
75 "	100 " 27																											
100 "	150 " 30																											
150 "	250 " 34																											
250 "	500 " 37																											
500 "	" 40																											

インドネシア	タイ	フィリッピン																		
①居住法人 国内外源泉純所得 ②非居住法人 国内源泉粗所得 ①及び②に対し共通の 下記税率適用 <table><thead><tr><th>課税所得</th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2"><単位：百万ルピア></td></tr><tr><td>10 以下</td><td>15%</td></tr><tr><td>10 超 50 "</td><td>25</td></tr><tr><td>50 "</td><td>35</td></tr></tbody></table>	課税所得	税率	<単位：百万ルピア>		10 以下	15%	10 超 50 "	25	50 "	35	①居住法人 純利潤 ②国内で事業を行っている 外国法人 純利潤 ③国内で事業を行っていない 外国法人 標準的な控除を行った 後の所得 ④国際運輸業を行っている 外国企業 受取総額 ①のうち 上場会社は30% 非上場会社は40% ②は 40 % ③は 20 % ④は 3 %	①居住法人 国内外源泉純所得 ②国内で事業を行っている 外国企業 国内源泉純所得 ③国内で事業を行っていない 外国企業 国内源泉粗所得 ①及び②に対し、共通の下 記税率適用 <table><thead><tr><th>課税所得</th><th>税率</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2"><単位：千ペソ></td></tr><tr><td>100 以下</td><td>25%</td></tr><tr><td>100 超</td><td>35</td></tr></tbody></table> ③に対しては 35 % (注)フィリッピンでは①②及 び③ともそれぞれ多数の 例外規定を有している。	課税所得	税率	<単位：千ペソ>		100 以下	25%	100 超	35
課税所得	税率																			
<単位：百万ルピア>																				
10 以下	15%																			
10 超 50 "	25																			
50 "	35																			
課税所得	税率																			
<単位：千ペソ>																				
100 以下	25%																			
100 超	35																			

	シンガポール	マレーシア																																																														
Ⅱ 個人所得税																																																																
1. 納税義務者 及び 課税対象所得	①居住者 国内源泉所得及び 国外源泉所得のうち S'poreで受領 (Received in) したもの ②非居住者 国内源泉所得	①居住者 国内外源泉所得 ②非居住者 国内源泉所得																																																														
2. 税 率	①に対して下記の限界税率 適用 <table><tr><th>課税所得</th><th>税率</th></tr><tr><td colspan="2"><単位：千シンガポールドル></td></tr><tr><td>5 以下</td><td>4 %</td></tr><tr><td>5 超</td><td>7</td></tr><tr><td>7.5</td><td>10</td></tr><tr><td>10</td><td>15</td></tr><tr><td>15</td><td>20</td></tr><tr><td>20</td><td>25</td></tr><tr><td>25</td><td>35</td></tr><tr><td>35</td><td>50</td></tr><tr><td>50</td><td>75</td></tr><tr><td>75</td><td>100</td></tr><tr><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>150</td><td>200</td></tr><tr><td>200</td><td>400</td></tr><tr><td>400</td><td>750</td></tr><tr><td>750</td><td></td></tr></table>	課税所得	税率	<単位：千シンガポールドル>		5 以下	4 %	5 超	7	7.5	10	10	15	15	20	20	25	25	35	35	50	50	75	75	100	100	150	150	200	200	400	400	750	750		①に対して下記の限界税率 適用 <table><tr><th>課税所得</th><th>税 率</th></tr><tr><td colspan="2"><単位：千マレーシアドル></td></tr><tr><td>2.5 以下</td><td>6 %</td></tr><tr><td>2.5 超</td><td>5</td></tr><tr><td>5</td><td>7.5</td></tr><tr><td>7.5</td><td>10</td></tr><tr><td>10</td><td>15</td></tr><tr><td>15</td><td>20</td></tr><tr><td>20</td><td>25</td></tr><tr><td>25</td><td>35</td></tr><tr><td>35</td><td>50</td></tr><tr><td>50</td><td>75</td></tr><tr><td>75</td><td>100</td></tr><tr><td>100</td><td></td></tr></table> ②に対しては40%の比例税率 適用	課税所得	税 率	<単位：千マレーシアドル>		2.5 以下	6 %	2.5 超	5	5	7.5	7.5	10	10	15	15	20	20	25	25	35	35	50	50	75	75	100	100	
課税所得	税率																																																															
<単位：千シンガポールドル>																																																																
5 以下	4 %																																																															
5 超	7																																																															
7.5	10																																																															
10	15																																																															
15	20																																																															
20	25																																																															
25	35																																																															
35	50																																																															
50	75																																																															
75	100																																																															
100	150																																																															
150	200																																																															
200	400																																																															
400	750																																																															
750																																																																
課税所得	税 率																																																															
<単位：千マレーシアドル>																																																																
2.5 以下	6 %																																																															
2.5 超	5																																																															
5	7.5																																																															
7.5	10																																																															
10	15																																																															
15	20																																																															
20	25																																																															
25	35																																																															
35	50																																																															
50	75																																																															
75	100																																																															
100																																																																

インドネシア	タイ	フィリッピン																																																																														
①居住者 国内外源泉純所得 ②非居住者 国内源泉粗所得	①居住者 国内源泉所得及び国外源泉所得のうちタイで受領したもの ②非居住者 国内源泉所得	①居住者<外国人を含む> a 国内外源泉課税給与所得 and/or b 国内外源泉課税事業純所得 ②非居住国民 a 国内源泉課税給与所得 b 国外 " " c 国内源泉課税事業純所得 d 国外 " " ③非居住外国人 i 国内事業に従事している場合 ② - a and/or ② - c ii 国内事業に従事していない場合 国内源泉粗所得等																																																																														
①及び②に対し共通の下記税率適用	①及び②に対し共通の下記限界税率適用	① - a, ② - a 及び ③ i (② - a) に対し共通の下記税率適用																																																																														
<table><tr><th>課税所得</th><th>税率</th></tr><tr><td colspan="2"><単位: 百万ルピア></td></tr><tr><td>10 以下</td><td>15 %</td></tr><tr><td>10 超 50 "</td><td>25</td></tr><tr><td>50 "</td><td>35</td></tr></table>	課税所得	税率	<単位: 百万ルピア>		10 以下	15 %	10 超 50 "	25	50 "	35	<table><tr><th>課税所得</th><th>税率</th></tr><tr><td colspan="2"><単位: 千バツ></td></tr><tr><td>30 以下</td><td>7 %</td></tr><tr><td>30 超 60</td><td>10</td></tr><tr><td>60 100</td><td>13</td></tr><tr><td>100 150</td><td>17</td></tr><tr><td>150 200</td><td>22</td></tr><tr><td>200 270</td><td>28</td></tr><tr><td>270 350</td><td>35</td></tr><tr><td>350 450</td><td>40</td></tr><tr><td>450 600</td><td>45</td></tr><tr><td>600 800</td><td>50</td></tr><tr><td>800 1,000</td><td>55</td></tr><tr><td>1,000 2,000</td><td>60</td></tr><tr><td>2,000</td><td>65</td></tr></table>	課税所得	税率	<単位: 千バツ>		30 以下	7 %	30 超 60	10	60 100	13	100 150	17	150 200	22	200 270	28	270 350	35	350 450	40	450 600	45	600 800	50	800 1,000	55	1,000 2,000	60	2,000	65	<table><tr><th>課税所得</th><th>税率</th></tr><tr><td colspan="2"><単位: 千ペソ></td></tr><tr><td>2.5 超 5 以下</td><td>1 %</td></tr><tr><td>5 10</td><td>0.025 + 5 超 × 3 %</td></tr><tr><td>10 20</td><td>0.175 + 10 超 × 7 %</td></tr><tr><td>20 40</td><td>0.875 + 20 超 × 11 %</td></tr><tr><td>40 60</td><td>3.075 + 40 超 × 15 %</td></tr><tr><td>60 100</td><td>6.075 + 60 超 × 19 %</td></tr><tr><td>100 250</td><td>13.675 + 100 超 × 24 %</td></tr><tr><td>250 500</td><td>49.675 + 250 超 × 29 %</td></tr><tr><td>500</td><td>122.175 + 500 超 × 35 %</td></tr><tr><td colspan="2">① - b, ② - c 及び ③ i (② - c) に対し共通の下記税率適用</td></tr><tr><th>課税所得</th><th>税率</th></tr><tr><td colspan="2"><単位: 千バツ></td></tr><tr><td>10 以下</td><td>5 %</td></tr><tr><td>10 超 30</td><td>0.5 + 10 超 × 15 %</td></tr><tr><td>30 150</td><td>3.5 + 30 超 × 30 %</td></tr><tr><td>150 500</td><td>39.5 + 150 超 × 45 %</td></tr><tr><td>500</td><td>197 + 500 超 × 60 %</td></tr></table>	課税所得	税率	<単位: 千ペソ>		2.5 超 5 以下	1 %	5 10	0.025 + 5 超 × 3 %	10 20	0.175 + 10 超 × 7 %	20 40	0.875 + 20 超 × 11 %	40 60	3.075 + 40 超 × 15 %	60 100	6.075 + 60 超 × 19 %	100 250	13.675 + 100 超 × 24 %	250 500	49.675 + 250 超 × 29 %	500	122.175 + 500 超 × 35 %	① - b, ② - c 及び ③ i (② - c) に対し共通の下記税率適用		課税所得	税率	<単位: 千バツ>		10 以下	5 %	10 超 30	0.5 + 10 超 × 15 %	30 150	3.5 + 30 超 × 30 %	150 500	39.5 + 150 超 × 45 %	500	197 + 500 超 × 60 %
課税所得	税率																																																																															
<単位: 百万ルピア>																																																																																
10 以下	15 %																																																																															
10 超 50 "	25																																																																															
50 "	35																																																																															
課税所得	税率																																																																															
<単位: 千バツ>																																																																																
30 以下	7 %																																																																															
30 超 60	10																																																																															
60 100	13																																																																															
100 150	17																																																																															
150 200	22																																																																															
200 270	28																																																																															
270 350	35																																																																															
350 450	40																																																																															
450 600	45																																																																															
600 800	50																																																																															
800 1,000	55																																																																															
1,000 2,000	60																																																																															
2,000	65																																																																															
課税所得	税率																																																																															
<単位: 千ペソ>																																																																																
2.5 超 5 以下	1 %																																																																															
5 10	0.025 + 5 超 × 3 %																																																																															
10 20	0.175 + 10 超 × 7 %																																																																															
20 40	0.875 + 20 超 × 11 %																																																																															
40 60	3.075 + 40 超 × 15 %																																																																															
60 100	6.075 + 60 超 × 19 %																																																																															
100 250	13.675 + 100 超 × 24 %																																																																															
250 500	49.675 + 250 超 × 29 %																																																																															
500	122.175 + 500 超 × 35 %																																																																															
① - b, ② - c 及び ③ i (② - c) に対し共通の下記税率適用																																																																																
課税所得	税率																																																																															
<単位: 千バツ>																																																																																
10 以下	5 %																																																																															
10 超 30	0.5 + 10 超 × 15 %																																																																															
30 150	3.5 + 30 超 × 30 %																																																																															
150 500	39.5 + 150 超 × 45 %																																																																															
500	197 + 500 超 × 60 %																																																																															

	シンガポール	マレーシア
	②に対し下記の税率適用 給与所得 15% <但し取締役は 40% > その他の所得 40%	
Ⅲ その他		
1. 受取配当	居住者の場合粗所得の一部として扱われ 40%源泉控除は税額控除される。 非居住者の場合も 40%の源泉控除が行われる。	居住者の場合粗所得の一部として扱われ 40%源泉控除は税額控除される。 非居住者の場合も 40%の源泉控除が行われる。
2. 受取利子	粗所得の一部として扱われ 40%の源泉徴収は税額控除される。	居住者の場合粗所得の一部として扱われる。 国民貯蓄銀行からの受取利子で 1400 マレーシアドル以下は非課税又商業銀行の貯蓄勘定の利子で 600 マレーシアドル以下も非課税 非居住者が政府から認可された貸付以外の利子を受取る場合 15%の源泉徴収
3. 受取ロイヤルティー	粗所得の一部として扱われる	居住者が 3,000 マレーシアドル超の Royalty を受取る場合は粗所得の一部として扱われる。 非居住者の場合 15%の源泉徴収

インドネシア	タイ	フィリッピン										
		② - b, ② - d は下記の税率適用 <table><thead><tr><th>課税所得</th><th>税 率</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2"><単位: 千USドル></td></tr><tr><td>6 以下</td><td>1%</td></tr><tr><td>6 超 20 "</td><td>0.06+6 超 2%</td></tr><tr><td>20 "</td><td>0.34+20 超 3%</td></tr></tbody></table> ③ ii に対し 30%	課税所得	税 率	<単位: 千USドル>		6 以下	1%	6 超 20 "	0.06+6 超 2%	20 "	0.34+20 超 3%
課税所得	税 率											
<単位: 千USドル>												
6 以下	1%											
6 超 20 "	0.06+6 超 2%											
20 "	0.34+20 超 3%											
居住者が居住法人から受取る場合 15% の源泉税徴収	配当控除制度による (上場会社からのものは10千パーツまで非課税、その他	居住者 (外国人を含む) の場合 15% の源泉分離課税										
非居住者が居住法人から受取る場合 20% の源泉分離課税	の居住法人からのものは5千パーツまで非課税)	非居住外国人の場合 30% の源泉分離課税										
居住者が他の居住者から受取る場合 15% の源泉徴収	居住者が1986年以前に受取る場合 12.5% の源泉分離課税を選択可。1987年以後に	居住者 (外国人を含む) 非居住者を問わず貯蓄預金の利子は 15%、定期、預金類似商品										
非居住者が居住者から受取る場合 20% の源泉分離課税	受取る場合通常の所得の一部として扱われる	信託基金等の収益は 20% の源泉分離課税										
	非居住者の場合 10% 又は 25% の源泉徴収	但し 年 1,000 ペソ以下は非課税										
居住者が他の居住者から受取る場合 15% の源泉徴収	通常の所得として扱われる	居住者 (外国人を含む) の場合は 15% の源泉分離課税										
非居住者が居住者から受取る場合 20% の源泉分離課税	但し、特許権に関しては 20% (20,000 パーツを限度) の控除が認められる。	非居住外国人の場合は 30% の源泉分離課税										

	シンガポール	マレーシア
4. キャピタルゲイン	非課税	土地の投機によるものに対してのみ5%～40%の課税
Ⅳ 税務上の各種優遇措置	The Economic Expansion Incentives Act 1967	Investment Act 1968 and Industrial Co-ordination Act 1975
1. 関連する法律等		
2. 上記に規定する主な項目	① Pioneer Industries ② Pioneer Service Companies ③ Expanding Enterprises ④ Expanding Service Companies ⑤ Export Enterprises ⑥ International Trade Enterprises ⑦ Investment Allowances ⑧ Warehousing & Servicing Enterprises ⑨ International Consultancy Services Enterprises	① Pioneer Industries ② Labour Intensive Industries ③ Capital Intensive Industries ④ Export Oriented Industries

インドネシア	タ イ	フィリッピン
特別の扱いはなく、一定の財産売却から生じるものを除き、通常の所得として扱われる。 1984年の税制改正を受けてすべての税務上の優遇処置は下記を除き廃止された。 ① マスターリストに記載された設備の輸入に関し輸入税が減額もには免除される。 ② Capital goods の輸入に関し、付加価値税の支払が猶予される。	粗所得の一部として扱われる。 Investment Promotion Act 1977 ① Promoted Companies	原則として事業所得として扱われる。 但し、居住者（外国人を含む）が不動産の売却等により得たものは、100,000 ペソ以下の場合15%、超の場合20%の源泉分離課税 上場株式の売却益は0.25%の源泉分離課税、それ以外の株式等は上記に同じ。 Presidential Decree (PD) 1789 Batas Pambansa (BP) ① BOI Registered Enterprises ② Registered (Pioneer or Non-Pioneer) Enterprises ③ Registered (Pioneer or Non-Pioneer) Export Producer ④ Registered Export Trader ⑤ Registered Service Exportor

シンガポールの流通（書籍編）

シンガポール紀伊國屋書店 森 啓次郎

標題について在星 2 年に満たない私が筆を取るのには僭越ながら、日頃お世話頂いている業界関係者のコメントを頼りに、以下御報告申し上げます。

I. 概 要

多民族国家を標榜するシンガポールでは読まれる本も多種多様なものと思われ勝ちですが、出版及び書籍小売業の対象として主要なものは英文書であり、中国系人種が 8 割近くも占めるこの国にあって、英文書のシェアは 7 割にも及びます。中国語、マレー語及びタミール語も公式な国語ではありますが、これらの本を求めるには限られた書店ないしは街商に足を運ぶ必要があります。

本の輸入依存度が高いことも一つの特徴で、この国に流通している本の 8 割は輸入に頼っていると言われます。主な輸入先は英国、ついで米国、この二国がメジャーで、後は香港、日本、インド、オーストラリア等の国々がこれに続きます。

但し、自国出版物に精彩がないという訳ではありません。特に昨年の開国 25 周年記念を契機として、シンガポールに関する本がこの国の有力出版社から一斉に出版され始めたこと及びその勢いは注目に値します。

II. 一般的傾向

「シンガポリアンはあまり本を読まない」とよく言われます。確かに文芸書をじっくり愛読してこれを蔵書するという習慣は一般には浸透していないようです。極端なものの言い方をすれば、よく売れる本は、Sidney Sheldon, Frederick Forsythe といったベストセラー作家のペーパーバックあるいは、How to Get Rich Quick、Accounting Made Simple、タイプの実利的なタイトルです。

シンガポリアンの平均的可分所得をもって割高な欧米からの輸入書籍を
買わなければいけないのが現況ですから、勢い、楽しみには手軽なペー
パーバック、高額なハードカバーではそれなりの投資効果のあるものにチョイスが
帰着するのは当然とも思われます。

最もここ数年、Toward a Reading Society 1983, Reading for the Future 1984, Read
to Live, Live to Read 1985といった政府の後援を得たキャンペーンも実施され、
官民一体となって広範な読書習慣を普及させようという気運は盛り上って
います。

予算面でも公共図書館の図書買付けに National Library を通じ年間S\$ 2million,
図書館の増設に Ministry of Education を通じて昨年度より向う 5 年間に S\$ 5
million を計上しており、図書施設は年毎に充実しつつあります。

本屋で終日読書に没頭する子供たちを見ておりまして蔵書はともかく
読書習慣は相当に高まっているように思えます。

III. 本の定価

I.にてこの国で流通する本の 8 割が輸入に頼っていると述べました。そ
の実態は 65 社程の書籍輸入業者が海外約 650 社の出版物を輸入しそれ
を小売店に卸しているという型です。

オリジナル出版社の指定価格はここでは通用しませんので、価格面での
混乱を避け業界の存立を確保する意味から、ここでは輸入業者及び小売店
の必要マージンを含んだ書籍定価の標準換算レートがガイドラインとして
設定されています。これは銀行レートの変動により随時変更される性格の
ものですが 1985 年 8 月現在、UK£1=S\$4.80, US\$1=3.40 となっ
ています。同通貨の銀行レートは UK£1=S\$2.95, US\$1=S\$2.15 程度で
すから、シンガポールでお買い求めになると英国書籍は約 1.62 倍、米国書
籍は約 1.58 倍割高となります。

では何故、日本の書籍や雑誌に限ってオリジナル定価の 2 倍近く割高に
なるのかとの疑問を持たれる方も多いかと思われます。

一つの要因は欧米と日本では書店のマージンに大変な格差があることで
す。小売マージンの多少は当然定価に反映されますから、日本書籍の定価

自体欧米のそれと比べ相当に低く抑えられています。日本では文庫本¥360、単行本¥980あたりが平均的な定価ですが例えば米国ではそれに値するペーパーバックはUS\$3.25、ハードカバーでUS\$12.95あたりが一般的です。

別の言い方をすると、日本人ほどよく本を読む国民は他にはなく、本の回転も良いので日本では低マージンの本屋が成り立つ訳です。また取次への返品も比較的自由にできるのでこれも薄利多売の商いにとっては大きな助けになっています。

ところが、日本書籍が海外に出ますと、仕入条件は変わりませんから低マージンだけはそのままで、多売は難しく、しかも、返品は事実上不可能という苦しい状態に陥ることになります。このへんに、シンガポールにおける日本書籍の価格、その設定に関わる状況をご察知頂けましたら幸いです。

IV. 検 閲

シンガポールの紀伊國屋で本を買ったら、値段が大層高いだけでなく肝腎のページがカットされていたというご指摘も多くあります。

ジャケットのない古本の様な文庫本も多く店に陳列されていて、日本から新たに来星された方はきっと妙な気持ちになられることと思います。

これはシンガポールの書籍検閲制度の一端を物語ります。一端と申しますのは、輸入はしたものの店にも出ないという書籍・雑誌も数多くあるからです。

一般に日本の出版物は性的表現が写真、イラストを問わず過激に走り勝ちで、それが、検閲により発売禁止あるいは特定ページのカットといった裁断を受ける訳です。

この検閲は、1967年に施行された The Undesirable Publication Act に基づき、Controllors of Undesirable Publications (CUP) により行なわれます。

シンガポールに輸入される及びシンガポールにて刊行される出版物の全点がこの検閲の対象となります。

何をもって、Undesirable 一望ましからざると判定されるかは難しい点ではありますが、CUP では①政治、②道徳、③宗教といった三つの測りに照

らしてシンガポリアンの読書に適さない出版物を Undesirable として流通を差止めるということです。①については共産主義思想に関わるもの、②については猥褻または過度に暴力的な表現のあるもの、③については特定の宗教で狂信排他的に他の宗教を攻撃するものなどがこれに該当します。

上の基準により検閲を終え適切な処理を済ませた商品が店出しになります。日本語の書籍・雑誌については検閲の日時が週一度毎木曜日と指定されておりますので、木曜日の夕方に日系書店に行かれると新しい本や雑誌が豊富に陳列されていることになります。

V. 自国出版物

シンガポールにて出版され、現在流通しているタイトルは約 2000 を数えます。そのうちの多くは児童書、学習参考書、実用書の類で、内容的には英国などで既に出版され評価を得ているもののと軌を一にします。国内出版のため割安で普及効果は大ですが独自性は欠けます。

これとは逆に、シンガポールでなければとても出版できないタイトルがあります。昨年の開国 25 周年記念を契機に興味深い本がたくさん出版されました。Struggle for Success (Times Books Int'l), A Salute to Singapore (Times Organisation), An Illustrated History of Singapore 1941-1984 (Ministry of Culture, Information Division) などはその好例で、この国に特有な国家意識の高揚が読みとれる良書であり、海外の研究者からも注文が入ります。

また、Made in Singapore (Federal) Sun Tan: The Asian Sensation (Times Books Int'l) Oh no, it's The Kitchi Boy Gang! (同) 等、庶民レベルのシンガポリアンの実態を親しみを込め、諷刺を入れ、諧謔を含ませつつ描写した本も続々と刊行され好評です。

更に視野を広め、Asean 諸国に関する研究書も多数この国で出版されています。東洋人によって書かれた東洋研究書は西洋の研究者により構築された東洋観に必要な修正を加える資料として望ましいため、こうした出版物は特に欧米及び日本の学者筋に需要が見込まれます。

その他、シンガポールの立地を活かした中継出版の発展も注目されます。宇宙衛星により送信された情報をここで製本し周辺諸国に配給する仕組で

す。 The Asian Wall Street Journal, The International Herald Tribune, Time Magazine 等がこれに値しますが、この傾向は今後更に拡大充実されることと思われます。

VI. 結 び

この報告については、出版統計等の資料をあげて具体的な数字を示しつつ条項目ごとに状況を浮きぼりにする意向でございましたが、そうした資料が入手不可能とわかり、急きょ方針を変え、冒頭の通り業界関係者のコメントを求めつつ一書店から見えるシンガポールの書籍流通の事態というものに触れてみました。

このところ、日本人のお客様で帰国離星される方が相次ぎ日系書店としては淋しい限りですが、シンガポールにて激務に携わる皆様方の情報源として、また憩いの場として、私共日系書店が今後共一層のお役に立つことができれば幸甚です。

シンガポールにおける日本語教育

シンガポール教育省
外国語センター
日本語専門家 長田 紀子

筆者は国際交流基金より1983年9月に派遣されて、シンガポール教育省、外国語センターの日本語専門家として、日本語教育に携わってきた。この1年10ヶ月の経験を基に、シンガポールにおける日本語教育の現状について、外国語センターの例を中心に報告してみたい。

1. シンガポールにおける日本語教育の概況

シンガポール滞在中の日本人なら誰でも気付くことだが、この国の人々の日本語熱は相当なものである。タクシードライバーや、ちょっとした知り合いが、すぐに「日本語を習いたい」とか「習っている」とか話しかけてくる。日本人の中には、日本語の個人教授を頼まれた経験をお持ちの方も多いのではないかと思う。

この国の日本語熱は何も今に始まったわけではなく、15年前、1970年のある日本語教育専門家の報告書に既に、「シンガポールにおける日本語熱はたいへんなものである」と書かれている。

当地における戦後の日本語教育は、1961年、教育省により中学、高校生対象の講座が開かれたのに始まり、その後、日系企業の進出等に伴い、学習者数、機関数ともに増加の一途をたどってきた。

現在、主な日本語教育機関には以下のようなものがある。

公立機関

① 外国語センター 日本語部

シンガポール教育省傘下の教育機関

日本語講座開始年 1978年

対象者 中学生・高校生

学生数 約800名

② 国立シンガポール大学 日本研究部

日本語講座開始年 1982年
対象者 シンガポール大学学生
学生数 約300名

③ 日本・シンガポール技術学院

ジャイカの協力による技術者養成機関
日本語講座開始年 1979年
対象者 日・シ技術学院学生
学生数 約500名

私立機関

① 新加坡日本文化協会

民間の機関では最も伝統ある日本語教育機関。
日本語講座開始年 1972年
対象者 一般人
学生数 約1200名

この他に民間の日本語学校が10校以上あり、シンガポール全体の学習者数は、主要機関のものだけでも3000名以上にのぼる。その他、コミュニティーセンターで日本語コースを持っているところもあり、個人的に学んでいる者等、合わせると、相当の数になるものと思われる。現在勉強はしていないが学習の希望を持っている者は、更にこの何倍かの数字になるだろう。

次に、筆者の勤務している外国語センター（以下、センターと略称）を一つの例として御紹介し、シンガポールにおける日本語教育の実状の一端をお知らせしたい。

II. 外国語センター

(1) 第3言語としての日本語教育

御承知のように、シンガポールでは二言語教育政策がとられており、学生は小学校の入学時から第一言語、第二言語を学習しなければならない。現在、すべての小・中・高校の生徒にとって英語が第一言語になっており

授業はすべて英語で行われる。そして例えば中国人生徒の場合、第二言語として、普通は中国語を学習する。

更に、教育省は中学校以上の生徒を対象に第三言語教育のプログラムを持っており、三つの言語を学習する余力のある学生のうち、希望者に学習させている。第二言語は必修課目だが、第三言語は選択課目である。

現在、第二言語として指定されているのは中国語、マレー語、タミール語、日本語、フランス語、ドイツ語で、第三言語には日本語、フランス語、ドイツ語が指定されている。(第二言語として日本語、フランス語、ドイツ語をとっている者は少数の例外である)

第三言語のうち、日本語は最も学習者の人気が高く、因みに1985年度の中学1年の応募者は、日本語約2600名、フランス語約1200名、ドイツ語約250名であった。

(2) 学生の選抜

シンガポールの小学校卒業生のうち希望者は、中学の入学申し込み時に、第三言語の申し込みをすることができる。(1)で述べたように、日本語の場合、今年は約2,600名の応募者があったわけである。教育省では、その中から小学校卒業試験の第一言語、第二言語の成績に基づいて、例年約300名を選び、登録させている。これは小学校卒業試験の成績上位者約10%以内の学生を選ぶ結果となっている。

日本語を第三言語として学習しているのは選ばれた、優秀な生徒ということになるが、そのことは、高校卒業生の殆んど100パーセントがシンガポール大学へ進学、または海外の大学へ留学することからもわかりただけだろう。(シンガポール大学への進学率は、該当年令人口のうち約5パーセントである)

(3) 生徒数

生徒数は、センター開校当時、中学1年生約150名でスタートした。現在は、1985年6月の数字で、中学1年生から高校2年生まで合わせて約800名が在籍中である。コースの途中でやめていく生徒も多いので、生徒数は学年が高くなるに従って少くなっている。

(4)授業時間

センターの日本語教育は中学1年から4年まで、続いて高校1、2年と、6年間の一貫教育になっている。授業時間は1週間に2回、1回が2時間の授業である。(1年間125時間、6年間で750時間)

シンガポールの学校は午前校、午後校があるので、午前校の生徒は午後には、午後校の生徒は午前中にセンターへ集まって来て勉強する。朝の1時限目は7時45分に始まり、最後の4時限目が終わるのは午後6時である。

しかし高校生は全員、午前から午後にかけて勉強するフルデイスクールから来ており、日によって4時過ぎまで授業があるので、日本語の授業は5時から7時という時間帯になっている。彼等は朝の7時半頃から午後4時頃まで学校の授業を受け、5時から7時までセンターで日本語の授業を受け、暗くなってからペコペコのお腹を抱えて帰宅、夜は12時過ぎまで勉強、という生活をしている。シンガポール大学への入学時に第三言語の成績は考慮されないことを考えると、生徒の熱心さにこちらが敬服したくなる程である。

(5)授業内容

授業レベルは、中学1年で初級から始まり、高校2年終了時で中級の終わりまで教える。読み、書きの能力から言えば、“ひらがな”から始まって、辞書なしで新聞の内容が大体つかめる位のところまでである。読む書く、聴く、話すの四つの能力を並行的に伸ばしながら教えていくが、普断日本語に触れる機会がないという環境のせいもあり、読む、書くの能力に比して、聴く、話すの能力は劣りがちである。

中学4年卒業時に、G・C・E(ケンブリッジ大学とシンガポール政府が提携して行う国家試験)普通レベル試験<“O”レベル>を受け、高校2年卒業時に準上級レベル試験<“A O”レベル>を受ける。

(6)授業以外のプログラム

センターでは、教育効果を高めるため、授業以外にいくつかのプログラムを持っている。主なものを次にあげてみる。

① 日本との交換留学

- a センターの生徒が日本へ行き、ホームステイしながら現在の学校に通学

毎年、希望者多数のため、成績、インタビューで参加者を選抜

- b 日本人生徒がシンガポールを訪れ、センターの生徒の家庭にホームステイしながらシンガポールの学校に通学

② シンガポール日本人学校との交換留学

生徒が日本人、日本語と接する機会をふやしたいとするセンターと、現地との交流を更に深めたいとする日本人学校の両者の希望で昨年からは開始。

- a センターの学生が、シンガポール在住の日本人家庭に滞在しながら日本人学校に通学

- b 日本人学校生徒が、センターの生徒の家庭に滞在しながらシンガポールの学校に通学

- b' 日本人学校生徒が、自宅からシンガポールの学校に通学

③ シンガポール日本人学校とセンター共催のスピーチコンテスト

センターの生徒が日本語で、日本人学校生徒が英語でスピーチ

④ クラブ活動

“生け花”をシンガポール人講師（小原流）にお願いして、今年から開始。

開始前のアンケート調査では、習字を希望する者が一番多かったが、日本人講師が見つからず、断念した。（“かな”があるため、日本人でなければならない）この紙面をお借りして、習字を教えて頂ける方には是非御連絡下さるよう、お願いしたい。

(7)日本語学習の目的

教育省では、外国語学習の目的として次のようなことをあげている。外交、及び外国と関係のある工業、商業の分野での人材を育成すること。外国の科学技術を習得するため、外国語のわかる人間を育成すること。

一方、学習者側の動機は、中学1年入学時には、専ら両親等の勧めによ

ることが多い。では何故、親は子供に外国語を学習させたがり、また一般のシンガポール人の間でも学習者が増えているのだろうか。仕事等、実際の役に立てたいということは勿論あるだろうが、一つには、シンガポール社会が経済的にもある程度のレベルに達し、実用性のみならず、外国語、そして外国の文化そのものに興味を持って学習する者が増えてきたということがあるのだろう。

では何故、日本語なのか。一つの理由は、中国人生徒にとっては漢字が学び易いということがある。しかし、単にそのような理由のみでなく、日本語を選ぶという積極的な理由があるだろう。それは日本が、シンガポールを含めたアジアの国々にとって、現在、最も関心を持たれている国の一つであるということにあるのではないか。日本の高度技術のみならず、組織の管理、運営法等、多くの学ぶべきのがあると思われる。そして日本はアジアの国であり、地理的に接近しているのみならず文化的にも多くの要素を共有しており、これらの国々にとって“近い国”と感じられているのである。

シンガポール全体の日本に対する関心、という環境の中で、親の勧めで始めた生徒達も次第に日本語、日本文化への関心を深め、自分自身の興味から学習を続けていっている。

III. おわりに

I、で触れたように、シンガポールでの日本語熱は両国間の関係が深まるにつれて増々高まってきており、その要望に対して、日本語教育の内容も質、量ともに高まりつつある。

日本語学習者の中には、日本の文化に興味を持って学習している者もあるだろうし、将来、日本へ留学したいとか、実際の仕事の役に立てたいと考えている者もいるだろう。目的が何であれ、シンガポールの中学生、高校生、大学生そして一般の方々が日本語、日本文化に触れる機会が増えることにより、両国間の相互理解が増々深まっていくことを望みたい。

最後に今年度のスピーチコンテスト一位の生徒の作文を掲載し、シンガポール人生徒の日本語に対する考え方、彼等の日本語能力等の参考にしてい

ただきたいと思う。

日本語を学んで

4年 リー・フィ・チー

シンガポールの小学校6年生はみんな卒業する前に、中学を選ぶための願書を出さなければなりません。私も、3年前、つまり、小学校の6年の時、この用紙を受け取りました。

しかし、外国語を選ぶらなくなった時、日本語とフランス語とドイツ語の中で、どれを選んだらいいかわからなくて、決められませんでした。両親も姉も私に「日本語が一番中国語に近いから、日本語を選べばいいでしょう。」と言いました。それで、私は日本語を選びました。でも、日が経つにつれて、私はそのことを忘れてしまいました。

中学校の一年になった最初の日に、先生が突然私に「あなたは日本語のクラスへ行けますよ。」と知らせて下さいました。私はびっくりして、一瞬、何も言えませんでした。が、だんだん、うれしさがこみあげてきました。

しかし、外国語センターは学校からも家からも遠いです。しかも、直接の交通機関ありませんから、私は一時やめようかと思いました。しかし、みんなは私に「せっかくのチャンスを逃がすことはない。」と勧めました。よく考えてから、ついに、私は日本語のクラスを取ることに決め、まもなく、日本語を習い始めました。

習い始めた当時、私は日本語の発音がとてもおかしく聞こえました。“パピブペポ”とか“カキクケコ”の練習をした時、おかしくて、クラス中が笑い出してしまいました。けれども、だんだん習うにしたがって、それに慣れてきて、日本語への興味も深まってきました。今では、母は時々、私が日本語の勉強をしすぎると言います。

私は日本語のクラスが好きです。先生も親切で、授業も面白いです。2年の授業では、よく歌を歌ったり、テープを聞いたりしました。今年からの授業は少し単調になりましたが、日本語への興味は減っていません。今、私は日本語をしっかりおぼえたくて、日本語の童話を一人で読んでいます。

私達は教室で、日本語を習っていても、実生活ではよく話せません。ですから、先生が私達に授業時間に、会話や質問をするとき、日本語で答えなければならないのには、困ります。日常生活で、日本語を話す相手がありませんから、私はときどき、自分で自分と会話をします。例えば、「あなたの趣味は何ですか。」「私の趣味は読書です。水泳も好きです。」とか、空を見て、「雨が降ってきそうですね。」「そうですね 黒いくもが出てきましたね。」などです。そんな時、両親や姉に笑われます。それなのに、姉も弟も、私に日本語を教えてくれと頼みます。私も日本の友達、あるいは、ペンフレンドがいればいいなあと思います。

日本語はほんとうに面白いです。日本語の授業の楽しみもたくさんあります。ですから、私は日本語を習う機会を得たことをしあわせだと思っています。これからも、一人で童話を読んだり、姉や弟に笑われても、会話の練習をしたりしていきたいと思っています。

“タダの人” 余聞

三菱商事株式会社

林 孝雄

今年の新年号で、“タダの人”総決算として、過去4年弱に亘るゴルフの通算成績を御報告申し上げます。昨年11月末現在のその結果は次の様なものでした。

回数合計 352回

スコア平均 100.1

いくら“タダの人”とは云い乍ら、矢張り100を切れなかったことが残念でありませんでした。

その後、小生の帰任が若干遅れて結局本年7月帰国の運びとなりました。そこで、昨年12月から本年6月末迄の7ヶ月間、毗を決して100の壁に挑戦しました。その結果は次の如くです。

回数小計 83回

スコア平均 98.3

着任以来の4年3ヶ月通算

回数総計 435回

スコア総平均 99.8

以上の如く、念願叶って100を僅か乍らも切ることが出来ました。これも偏えに、仲良く遊んで下さった皆様のお蔭と深く感謝申し上げる次第です。この駄文が皆様のお眼を汚す頃は、小生は既に離星後と思いますが、皆様の今後益々の御健勝と御発展をお祈り申し上げます。

8 — 9 月の主な経済記事

8月8日 • シンガポールの進める経済再編措置は明年第2四半期に当地電子工業が業況を回復した際、その効力を発揮するものと期待される。

当地の日系電気メーカー幹部は聯合報のインタビューに対して以上の見通しを語ったが、経済再編の過程でその抱える構造的問題を解決しない限り、当地電子工業の長期的見通しは暗いと補足した。

同氏によると、政府の資本集約工業振興政策に誤りはないが、当地の高付加価値製品メーカーは常に労働者の技術水準の不足と補助工業の薄弱さに直面している。また政府の影響の強さが市場の自由競争を減退させている。

シンガポールの労働コストは香港を60%も上回り、総コストもやはり香港を15%上回っている。しかし日本の労働コストはシンガポールの2倍だから、労賃の高いことは決して重要な問題ではない。労働者の生産性を労賃の上昇に応じて向上させることが重要である。

在職者の訓練は最も有効だが、この面で技能開発基金(SDF)はまだ十分その役割を果たしていない。訓練は企業にとって負担になるが、高付加価値製品を生産するためにはどうしても、労働者の技術水準と補助工業の2つの面に飛躍がなければならない。

今年初6カ月間の消費者用電子製品の売り上げは昨年同期に比べて30%下降したが、今年末に市況が好転し、在庫が一扫されれば明年3月頃に景気は回復すると見られる。

また他の日系コンピューターメーカーの幹部は今日の電子工業の不振の原因として、構造的要因とともに欧米市場の需要後退を指摘、明年5~6月に当地電子工業の業況が回復すると予

測している。しかし同氏もこうした好況が長続きしないと見ている。

12日 • 8日夕発表されたリー首相のナショナルデー・メッセージのテキスト全訳は以下の通りである：――

20年前、私はシンガポールを独立共和国として宣言した。多くの人々が爆竹を鳴らし、マレーシアからの急転直下の分離を祝福した。

彼らはコミユナル（地方自治主義）政治の抑圧からの解放を感じた。しかし私は喜びどころではなかった。私は生き残りの問題を懸念していた。

マレーシアの貿易中継センターとして生計を得る旧来の方法は消失すると思われた。我々は支えとなるマレーシアの後背地なしでどうやって生計を得ていくことができるだろうか。

それは我々自身を経済的に世界と関係させるための1つの絶えざる模索だった。我々の資産は地理的位置、通信運輸のインフラストラクチャー、そして勤勉な国民だった。

我々は先進世界――米国、日本、そして西欧――に到達しようと努めた。我々は製造し、それら諸国およびその他の世界に向けて輸出した。

我々は銀行業および金融センターとなった。観光業を開発し、それによってホテルやショッピングセンターを満たした。

毎年のナショナルデーに、私は進歩を報告してきた。今年は、初めて、私は警報を発しなければならない。第2四半期の成長率はマイナス1.4%だった。2週間前には暫定的にゼロ成長と計算されていた。

いま6月のデータが入ってきた。見通しは退くない。我々のエコノミストは、米国経済が回復した場合でも1985年通年の見通しをゼロ成長と修正している。さもないと、マイナス成長となりそうだ。

1つの理由は米国の成長がよくないことである。もう1つの理由は多くのプロジェクトが完了し、着手すべき新しい大型プロジェクトがないことである。

第3の理由は、造船、オイルリグ、石油精製および石油化学のような、わが経済の数部門が需要の減退に直面していることである。我々は向こう数年間の予想需要を上回る能力をもっている。これらの部門は構造改革されなければならない。

第4の、そして決定的な理由は、高賃金を含む高い経営コストの結果として我々の競争力が、とくに台湾、韓国および香港に比較して、浸食されたことである。

1979年6月から1984年6月までの高い賃金上昇にもかかわらず、労働力需要は1984年8月まで増え続け、同月にピークに達した。

1979年から1981年までの高いNWC（全国賃金審議会）賃上げ後、我々は香港、台湾および韓国の賃金に追いついた。にもかかわらず、我々は1982年から1984年まで外人労働者を導入し続けた。同様にNWCは賃金の上昇を認めた。

しかし、それはあまりに高く上がりすぎた。1984年上半期に我々は1万1000の職を追加創出した。1984年下半期にはわずか600の職を失った。しかし1985年上半期には3万6200の職を失った。もし彼らがすべてシンガポリアンであったら、我々は大きなトラブルに陥っているだろう。

この4月、NTUC（全国労働組合会議）は私にメーデー・メッセージを求めた。私が毎月読んでいた労働統計は悪いように見えた。私はその変化について労働者に警告するメッセージを送った。

私は香港の労働者とその経済の強さについて書いた。1980年以後の5年のうち3年間にわたり、同地の労働者は政治と経済の後退を克服するため賃金カットを受け入れた。香港労働者

が適応したため、香港の経済は回復した。

彼らを英国の労働者と比べてみなさい。英国の労働組合は大量の失業とほとんどなきに等しい経済成長にもかかわらず、賃上げを獲得した。そこで彼らは利益を圧迫し、拡張を阻害し、失業を増加した。

もしシンガポールの賃金、料金および税金が上がり続け、市場が下降してもなお下がらないとすれば、我々は動脈硬化の老人のようになるだろう。そして慢性的な問題が続いて生じるだろう。

NTUCは、NWCにおける三者協議が終了するまで、賃金削減と柔軟性の必要に関するこれらの点を伏せておくよう私に求めた。

彼らは私にNWCの勧告を偏らせないよう望んだ。そこで私は彼らに別のメッセージを送った。NWCは3%~7%の賃上げに合意した。

さて、我々はいま何をなすべきか。簡単である。生産性を上げ、コストを下げることだ。

生産性の引き上げには経営者が率先しなければならない、そして労働者はより偉大なチームワークとより良い用具で、よりスマートに働くことを学ばなければならない。コスト削減のためには、我々は賃金、家賃、税金および料金について順応性、柔軟性、そして弾力性をもたねばならない。そうすれば我々は2年以内に、あるいはせいぜい3年以内に競争力を取り戻すだろう。

私の若い閣僚たちは異なったスタイルをもっている。彼らの手法は諸君が不愉快な調整に同意するよう徐々に説得していくことである。彼らは労働者が賃金抑制ないし削減の必要を理解することができるようになるには、まず彼らが状況の深刻さを認識しなければならない、あるいは下降を感じ取らなければならないと信じている。

私はNWC賃上げを求めないとの多くの労組の姿勢に勇気づけられている。私の若い閣僚たちが我々の労働者について言っていることはもっともである。

賃上げは多国籍企業(MNC)より地元企業にとって一層困難となっている。彼らはMNCのような高度化や移転のための資本、技術、経営能力をもっていない。

私の若い閣僚たちは、地元企業および地元企業家により安価な資本へのアクセスを提供することによって、彼らを助けるために特別の努力をしたいと考えている。彼らが次の段階の適当な技術を取得するのを助け、近代的経営手法を導入するよう手引きしたいと考えている。

そのような企業は香港、台湾および日本の同様な企業から学ぶことができる。これらの国々では同族企業が技術および経営手法を改良し、競争し、生き残ることを学んだのである。

地元および外国系雇用主団体の国家生産性局(NPB)への毎年の報告は彼らの様々の苦情を明らかにしている。

ほとんど毎年のように、中華総商会とインド人総商会、そしてシンガポール製造業者協会(SMA)は高いNWC賃上げと引き上げられたCPF(中央積立基金)、SDF(技能開発基金)および給与税を嘆いている。

彼らの労務コストは総コストの約22%である。他方、MNC(多国籍企業)の労務コストは約14%である。彼らは高コストの資本設備を利用して高付加価値製品を生産している。高い賃金コストは彼らにも苦痛を与えているが、それほど激しいものではない。

彼らはむしろ、第3シフト労働者を得る困難さと遅いシフトの労働者のためのバス・サービスの必要性について不平を抱えている。

彼らは高価な新鋭設備の据え付けによって高度化(アップ・

グレード) している。したがって彼らは収益を最大化するために、その資本設備を24時間ぶっ通しで利用しなければならない。そこで彼らが第3シフトを得られるように助けるのは政府の任務である。

我々はもしシンガポリアンを第3シフトで働くように説得できないならば、ワークパーミット労働者の受け入れを、しかも無期限に、認めなければならない。

下方修正は決して快いものではない。我々の最後の大きな犠牲は、インドネシアによる対決政策とそれに続く英軍撤退のあった1960年代に行なわれた。

若い世代の経営者は、造船所のように、大きな構造改革を必要とする産業の能力削減に断固たる決意を示さねばならない。

彼らは設備の3分の1削減について全ての主要造船所の間で原則的合意に達するまでに約3年を要した。これ以上の時間をムダにすべきではない——合意は速やかに実行されなければならない。

M N Cの所有下にある我々の精油所は過剰能力の問題に敏速かつ果敢に取り組んでいる。

そして我々は新しい成長部門を見つけなければならない。これは容易ではない。我々の経済基盤が非常に狭小であることを決して忘れてはならない。シンガポールは600平方キロメートルの島国で、疑いなく立地条件に恵まれており、多方面に開発されている。

残念ながら、それは広い基盤の国民経済をつくるための役には立たない。我々は全面的に国際経済に依存している。我々は競争力を速やかに取り戻さなければならない。我々は生産性を上げ、コストを下げなければならない。

我々は以前に、もっと貧しく、教育が低く、資産も少なく、技能も劣っていた時に、それをやり遂げた。我々の若い世代の

労働者指導者はこの試験に失敗する余裕はない。彼らは柔軟かつ敏速な対応の能力を示威しなければならない。

- リー首相のナショナルデー・メッセージに添付された暫定経済指標によると、今年上半期のシンガポール経済成績は以下の通りだった。

- 経済成長率

実質GDP（国内総生産）成長率は今年上半期0.6%（年率）に陥り、昨年同期の9.7%から急降下した。第2四半期にはマイナス1.4%とマイナス成長率に陥り、先のゼロ成長見通しをも下回った。

景気後退はあらゆる部門にみられた。特に建設部門は今年上期にはマイナス7.5%と最大の後退を示し、製造業部門もマイナス5.7%の不振だった。

今年下半期の見通しは引き続き良くない。建設部門は公共住宅建設計画が横ばいとなり、民間プロジェクトの計画がほとんどなくなっているため、困難な時期を迎えよう。これは建設関連の製造業部門にも悪影響を与えるだろう。石油および輸送機器（造修船）産業の世界的需要不振は継続する見通し、コンピューターおよび半導体産業も厳しい国際的動揺に直面している。通商部門の小売業者は引き続き訪星客の伸び悩みで販売不振が予想される。国内需要もビジネス環境悪化で減少しよう。

上半期の成績と下半期の見通しに基づけば、シンガポール経済は1985年には成長を達成しそうもない。米経済が停滞を続ければ、シンガポール経済は今年マイナス成長を記録する恐れさえある。

- 雇用

経済の後退の結果、雇用は大幅に減少した。上半期における雇用の純減少は3万6200人。このうち建設部門の雇用減が2万7800人（主にワークパーミット所持者）と最大、製造業は

1万1200人、運輸通信部門は1700人減少した。一方、通商部門は900人、金融ビジネスサービス部門は1000人の増加を示した。

- 生産性

経済全体の生産性は第1四半期に3.6%向上したが、これは主に雇用の減少によるものだった。製造業の生産性向上率は昨年上半年期の14.4%に対し今年同期はマイナス4.6%と悪化した。建設部門では雇用の大幅減少により15.9%の生産性向上を示し、昨年同期の5.8%を大幅に上回った。その他の部門では通商3.1%、運輸通信7.5%、金融ビジネスサービス1.1%と生産性を向上したが、昨年同期の向上率を下回っていた。

- 製造業

工業生産は上半期-5.7%とマイナス成長率に陥り、昨年同期の12.5%に比べ急激に低下。これは主に石油精製、造修船、電子部品・製品の減産によるもの。

- 製造業投資計画承認額

今年上半期には5億8800万Sドルにとどまり、昨年同期の8億3100万Sドルを29%下回った。今年上半期の総額のうち19%は内資が占めていた。米国は依然として主要な外資源となっているが、上半期における米国からの投資計画レベルは下した。しかしこの減少は欧州および日本からの投資増加で一部相殺された。EDB（経済開発局）では今年通年の投資計画承認額は昨年の18億Sドルに対し10億Sドル程度と予想している。

- 建設部門

昨年上半年期の成長率22.6%に対し、今年同期は-7.5%とマイナス成長に陥り、経済諸部門の中で最大の後退を示した。MR T（地下鉄）プロジェクトの拡張効果はあったが、公共住宅プロジェクトの平準化と民間建設活動の後退を相殺するには至っていない。

●通商部門

上半期の成長率は年率 3.2 % と昨年同期の 5.6 % に比べ減速した。国内商業では、小売業が観光客数の伸び悩みでビジネス不振に直面しよう。景気後退でシンガポールリアンも消費支出に慎重となり、これも小売業に影響しよう。

訪星客数の伸びは上半期 2.8 % (年率) にとどまり、昨年同期の 3.7 % を下回った。ASEAN からの訪星者は減少したが、豪および日本からのツーリストが穏やかながら伸びを示した。

貿易：上半期の輸出の伸びはわずか 2.7 % にとどまり昨年同期の 13 % に比べ大幅減速、輸入は -1.6 % とマイナス成長に陥り(昨年同期は 2.5 % の伸び)、往復貿易額の伸びは昨年上半期の 7.0 % に対し今年同期はわずか 0.4 % と停滞した。

シンガポールの主要貿易パートナーは引き続き米国 (シェア 18 %)、マレーシア (15 %)、日本 (14 %) となっている。

上半期の海運貨物取扱量は年率 8.5 % 減少した。これに対し昨年同期には 13 % の伸びを示した。

●金融ビジネスサービス部門

上半期の成長率は 3.0 % で、昨年同期の 10.0 % から大幅減速。建設、製造、通商部門の後退で貸出活動が減速した。

●運輸通信部門

上半期成長率は 3.2 % で昨年同期の 11.4 % に比べ減速したが、通信および航空運輸に成長が見られた。

●インフレ

上半期の消費者物価指数上昇率はわずか 0.4 % で、昨年同期の 2.9 % に比べ低下。住居費、運輸通信費、雑費が上昇したが、食料費と衣料費の低下で相殺された。

- 27日 ●日本企業の間にはシンガポールへの投資関心が高まっており、今年の日本からの製造業投資計画承認額は新記録に達する見通しである。

経済開発局（EDB）のYeo Seng Teck 局長は23日、アサヒガラスが2億Sドル投資計画を発表した際の記者会見で、このように明るい展望を明らかにした。同局長はさらに要旨次のように述べている。

今年上半期に承認された日本からの製造業投資計画は9000万Sドルだったが、その後、アサヒガラスの2億Sドル投資計画を含めて、さらに多くの投資計画が寄せられており、今年の日本からの投資計画承認額は新記録に達する見通しである。

日本からの製造業投資計画は1979年に3億1900万Sドルに達した後、ここ数年、年平均1億5000万～1億6000万Sドル（石油化学を除く）にとどまっていた。昨年も1億6800万Sドルだった。しかし今年はアサヒガラスのような大型投資計画もあって、近年の減少傾向が著しく逆転する見込みである。

ことに、日本企業の新しい投資の波は、従来のような組み立てタイプの操業から、資本集約型で、高度技術を使い、より少数の熟練労働者を雇用するタイプに変わってきている。

EDBは日本からの投資誘致活動を強化している。来月からはアジア地域部長のMr. Foo Chick Fongが東京常勤となり、EDB東京オフィスの既存の2人に加勢して、東京での誘致活動を強化する。

シンガポールはエレクトロニクス、デザインワーク、精密マイクロモーター、そしてファインケミカルや特殊材料、加工食品のようなプロセス・タイプの工業に日本からの投資を期待できる。

一定のプロセス工業では、日本企業はシンガポールのすぐれた基礎施設を利用して、オーストラリアからの輸入原料を加工し、完成品を輸出することができる。

日本からの投資が近年減少傾向にあったのは1つには、一部の企業が関税・非関税障壁を回避するために米国・欧州の大市場に操業を移転したからである。

理事会の動き

第193回 1985年8月14日（火）午後12時30分

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 1985年度労使関係セミナー（シンガポール開催）について

昨年に続き日本在外企業協会と共催する標記セミナー開催要領に関して事務局より説明したところ、原案通り承認された。

日 時：1985年11月19日（火）

場 所：ホテル・ニュー・オータニ、フェニックス・ボール・ルーム

定 員：先着400名

対 象：ローカルの人事・労務担当幹部

参 加 費：1人当り S\$20（テキスト・昼食代含む）

使用言語：英語

テ ー マ：労使関係に与える自動化の影響と対策、自動化にともなう従業員
の再教育・再配置のあり方、テーマは以上に関連したものとする。

講 師：花村仁八郎氏（JAL会長、経団連副会長）

岡本 豊氏（岡本国際問題研究所所長）

政府代表

労働組合代表

MDM FOO（国会議員、スタディ・ミッション・リーダー）

来 賓：シンガポール政府労働大臣

橋本大使

司 会：マープ・コーネリアス氏（日立製作所）

記 念 品：PEWTER WAREを来賓と講師に贈呈

そ の 他： 11月18日（月）午後8時から講師陣との打ち合わせを
兼た夕食懇談会、また20日（水）午前11時—午後1
時まで日本人講師と本所役員との昼食懇談会開催予定。

(2)在星日系報道関係者との懇親会開催について

在星日系報道関係者との親睦を深めるため、標記懇親会を下記の通り開催することとなった。

日 時： 1985年9月16日（月）午後7時—

場 所： KING'S HOTEL, MARQUIS ROOM

案 内 先：在星日系報道関係者

本所理事・名誉会頭・顧問・監事・オブザーバー

予 算： 1人当り S\$70（税・サービス込み）

幹 事： 田本副会頭、泉渉外担当理事

(3)盤谷日本人商工会議所設立30周年記念式典への参列並びに祝電依頼について

祝電は榊原会頭名にて打つこととし、西田事務局長による8月30日の式典参列は、8月31日に藤尾自民党政調会長との昼食懇談会が急に開催されることになったため、見合わせる事となった。

(4)本所顧問の推薦について

田本副会頭より PETROCHEMICAL CORPORATION OF SINGAPORE PTE LTD 社長の香西昭夫氏を本所顧問に推薦したいとの提案があり、審議の結果、顧問内規の資格要件を満たしていることから異議なく承認された。

(5)花嶋理事帰国にともなう建設部会担当理事の任命について

標記に関しては、花嶋理事の後任者である中嶋氏（大林組）に建設部会を担当していただくこととなった。

(6)昭和60年度経済協力貢献者被表彰候補者の推薦見送りについて

日本商工会議所より依頼のあった標記の件については、当地 JETRO とも協議したところ、当該表彰規程の資格要件を満たす候補者を見出すことができないことから、本年度は推薦を見送ることとなった。

- (7)「シンガポールにおける企業経営ガイド」の配布方法・頒価について
総勢 37 名の執筆者の協力を得て編集した標記ガイド・ブック(A4 版、330 ページ)が 8 月末に刊行される。

印刷部数 1,200 部のうち会員企業、執筆者、国内外の関係機関には 1 冊ずつ寄贈し、残り約 600 部については会員 S\$15、非会員 S\$30 で本所事務局にて販売することとなった。

- (8)藤尾自民党政調会長との昼食懇談会について

藤尾自民党政調会長御一行 20 名が来星されるのを機に、8 月 31 日(土)午後 12 時 30 分から同 1 時 30 分までシャングリラ・ホテル・ガーデン・ルームにて本所理事(名誉会頭含む)との昼食懇談会を開催することになった。

また、懇談会席上、本所 3 副会頭より商工金各界の現状についてそれぞれ 5 分程度説明申し上げることとなった。

3. 報告事項

- (1)中華総商会主催 “TRADE & INDUSTRY FAIR 85” への出展参加報告

本所は 7 月 27 日から 8 月 4 日まで当地ワールド・トレード・センターにて開催された標記見本市に会員企業の協力を得て出展参加したが、この程無事終了し、以下の出展参加協力企業に対し会頭名にて礼状を送付した旨事務局より報告した。

- * CANON SINGAPORE PTE LTD
- * EPSON ELECTRONICS(S) PTE LTD
- * MATSUSHITA ELECTRIC TRADING (S) PTE LTD
- * NEC BUSINESS SYSTEMS (S) PTE LTD
- * NEC COMPUTERS (S) PTE LTD
- * TOSHIBA TRADING (S) PTE LTD
- * UNITED ELECTRONIC ENGINEERING CORPORATION PTE LTD
- * OKAMOTO (S) PTE LTD

- (2)1985 年度労使関係セミナー(日本開催)スタディ・ミッション帰国報告

昨年に続き本年も 7 月 7 日から同 14 日まで MDM FOO を団長とするシンガポリアン 20 名を日本に派遣した。

タイト・スケジュールにもかかわらず日本在外企業協会の全面的な支援により研修プログラムを滞なく消化でき、また研究生全員極めて熱心で、今回のテーマである自動化・機械化の及ぼす労使関係への影響、従業員の再教育・再配置のあり方について日本における労使双方の考え方を十分理解いただけたものと思うとの報告が、同ミッションに同行した西田事務局長よりあった。

なお、正式の報告書は8月末に本所に提出される予定である。

(3)第6回 ASCOJA 総会開催協力に対する JUGASからの御礼

7月26、27の両日、当地で開催された第6回アセアン地域元在日大学卒業生協会総会に関し、本所が資金援助はじめ種々協力したことに対し、幹事役であるJUGASから7月27日のFAREWELL PARTY席上、感謝の盾が贈られ、長野副会頭が本所を代表して受領した。

(4)大阪商工会議所東南アジア貿易促進ミッション

中華総商会主催“TRADE & INDUSTRY FAIR 85”の視察と中華総商会メンバー企業との個別商談会の開催を目的として7月27日から来星していた標記ミッションは、所期の目的を達して7月30日次の訪問地であるホンコンに向った。

また、7月29日には本所代表（田本副会頭、岡崎、上野両理事）との昼食懇談会も開催した。

(5)部会・委員会等開催報告

(A)部 会

7月16日（火）	流通サービス部会
23日（火）	第二工業部会
24日（水）	運輸通信部会
8月 5日（月）	金融保険部会損害保険分科会
7日（水）	建設部会

(B)委員会

7月 9日（火）	TRADE & INDUSTRY FAIR 打合会
12日（金）	広報委員会

18日(木) 経営研究委員会

8月8日(木) 広報委員会

(c)懇談会等

7月7日(日) 労使関係セミナー(日本開催)

～14日(日)

7月27日(土) “TRADE & INDUSTRY FAIR 85” 出展参加

～8月4日(日)

7月27日(土) 大阪商工会議所東南アジア貿易促進ミッション

～29日(月) 来星

8月3日(土) 鹿児島商科大学高橋ゼミ一行

8日(木) 正副会頭による橋本大使表敬訪問

また上記部会・委員会報告の中で、各担当理事から次の通り正副部長選任報告があった。

流通サービス部会 部会長 稲森 猛 氏 (DYR ADVERTING PTE LTD)

第二工業部会 部会長 高津 稔 氏 (YAMAHA MANUFACTURING SINGAPORE PTE LTD)

副部会長 土屋 信 氏 (TOMY SINGAPORE PTE LTD)

建設部会 部会長 田中 悦次氏 (NISHIMATSU CONSTRUCTION CO LTD)

副部会長 岡本 秀樹氏 (TAKENAKA KOMUTEN CO LTD)

経営研究委員会 幹事長 三森 和正氏 (OKAMOTO SINGAPORE PTE LTD)

4. 入・退会

事務局より下記の入・退会を報告し、審議の結果、次の通り決定した。

(1)入会(2社)

- DAIKEN OVERSEAS ENGINEERING PTE LTD “C”
- KASHIMA OIL (SINGAPORE) PTE LTD “C”

(2)退会(2社)

- CHIYOICHI-SEP (F.E.) PTE LTD
- SHOWA LINE LTD

5 会計報告

吉永財務委員の会計報告書にもとづき事務局より1985年7月分の会計報告を行い、異議なく承認された。

また、今後の会計報告については、財務委員作成の会計報告書を月例理事会に配布するにとどめ、かつ特記事項があっても当該会計報告書に記載するだけでよいことになり、原則として吉永財務委員に説明のため御足労いただく必要は無いとの結論に達した。

6 その他

近々帰国予定の花嶋理事より帰国挨拶並びに後任者（中嶋俊明氏）の紹介があった。

また、今回初めて出席された萩野理事（三菱銀行）、角田理事（三菱商事）よりご挨拶があった。

広 報 欄

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * NATIONAL OXYGEN PTE LTD
From Mr. O. Ide to Mr. H. Matsueda
- * FUJITSU (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. M. Ogi to Mr. T. Machida
- * ASIA CABLE ENGINEERING CO PTE LTD
From Mr. K. Ishizu to Mr. T. Amaya
- * ONODA CEMENT CO LTD
From Mr. I. Fujikawa to Mr. M. Ueda
- * NIPPON KOKAN LIGHT STEEL K. K.
From Mr. T. Yagi to Mr. K. Iijima

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

- * SEIWA SANGYO KAISHA, LTD
101 Cecil Street #16-09
Tong Eng Building
Singapore 0106
 - * DAIICHI CHUO KISEN KAISHA
200 Cantonment Road #09-01
Southpoint
Singapore 0208
 - * N. Y. K. LINE (SINGAPORE) PTE LTD
10 Shenton Way #15-03/07
MAS Building
Singapore 0207
 - * KAWASAKI HEAVY INDUSTRIES LTD
6 Battery Road #18-04
Standard Chartered Bank Building
Singapore 0104
- ### ** CHANGE OF COMPANY'S NAME
- * HITACHI SOUTHEAST ASIA PTE LTD
From Hitachi Limited
To Hitachi Southeast Asia Pte Ltd

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981年)	S\$ 10
シンガポール共和国移住法	S\$ 15
民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$ 10
公益事業法	S\$ 10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	(非会員) S\$ 30
	(会員) S\$ 15
貿易開発委員会法	(会員) S\$ 5
	(非会員) S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律15号 (経済拡大奨励法改正法) 1979年	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正 (1973年)	S\$ 5
法律第13号 " (1977年)	S\$ 5
法律第17号 " (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
法律 (改正) 時報第21号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$ 15
シンガポールとの租税 (所得) 条約 (二重課税防止条約の一部改正)	S\$ 5

会社法

法律第1号 (共和国会社法改正) 1970年	S\$ 5
法律第4号 (共和国会社法改正) 1974年	S\$ 5
法律第19号 1980年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
法律16号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	(会員) S\$ 60
	(非会員) S\$ 70
中央厚生年金法 (1983年版)	(会員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 15
シンガポール共和国憲法 (再版)	(会員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 15
国会議員選挙法 (再版)	(会員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 15
シンガポール共和国会社法・1984年改正法	(会員) S\$ 20
	(非会員) S\$ 30

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$ 15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
金融業者法	S\$ 10
財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$ 10

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$ 10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	（会 員）… S\$ 2
	（非会員）… S\$ 3
ホテル法	（会 員）… S\$ 5
	（非会員）… S\$ 8

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$ 10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法（改訂版）	（会 員）… S\$ 15
	（非会員）… S\$ 20
労働三法（雇用法・組合法・関係法）	S\$ 30

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1984/85年）	（会 員）… S\$ 15
	（非会員）… S\$ 30
月報（各月号）	S\$ 8
国際比較統計要覧	S\$ 5
最近の労働条件及び福利厚生の実態調査報告書	（会 員）… S\$ 10
	（非会員）… S\$ 30
タイ国投資環境視察団報告書	（会 員）… S\$ 5
	（非会員）… S\$ 10
シンガポールにおける企業経営ガイド	（会 員）… S\$ 15
	（非会員）… S\$ 30

編集後記

今年の夏は日本への暑中見舞がよそよそしくない程、暑ったとか・・・。
日航機事故に当っては、寝苦しい思いで報道に耳を傾けた方も大勢いらしたと御同情申し上げます。

日本が夏休みの間、シンガポールは不況を乗り越えるべく各種の政策を打ち出し、石油ショック以来といわれる試練を克服しようとしています。

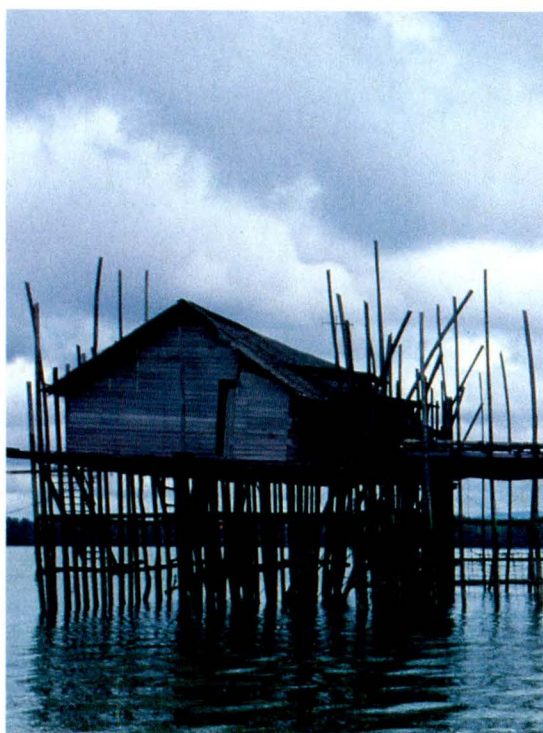
8月末に報道された数件の大型投資条件や、親日家といわれる新大統領の決定など明るいニュースと共に我々も85年度下半期へのスタートとしたいものです。

さて9月号は、本所・損害保険分科会による「シンガポールの自動車保険」、原 公認会計士執筆による「アセアン諸国の税法比較」といった実務的なものから、教養シリーズともいえる「シンガポールの流通・書籍編」紀伊國屋書店・森氏、及び「シンガポールに於ける日本語教育」シンガポール教育省・長田氏の二題と続き、最後にゴルフ界にこの人ありと恐れられた？元三菱商事支店長・林氏に「タダの人・余聞」と題して締め括っていただきました。

今月号の担当は**斉藤**（日本国土開発）、**中野**（博報堂）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 12 / 4 / 85

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106